

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成28年6月10日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

6月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第50号の審査-----	2
議案第51号の審査-----	2
質疑（藤浦雅彦委員）	
議案第57号の審査-----	3
質疑（中川嘉彦委員、弘豊委員、木村勝彦委員、藤浦雅彦委員）	
採決-----	12
閉会の宣告-----	12

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成28年6月10日（金）午前 9時58分 開会
午前10時53分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 野原 修 副委員長 藤浦雅彦 委員 木村勝彦
委員 中川嘉彦 委員 弘 豊

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
建設部長 山口 繁 同部次長兼道路管理課長 山本博毅
道路交通課長 永田 享
上下水道部長 山口 猛 同部理事兼下水道事業課長 石川裕司
総務課長 末永利彦 営業課長 林 彰彦 水道施設課長 樫本宏充
下水道業務課長 江草敏浩

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 橋本英樹 同局書記 川原 恵

1. 審査案件

議案第50号 平成28年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第51号 平成28年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第57号 摂津市自転車安全利用倫理条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○野原修委員長 おはようございます。
ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

きょうは、どうやら30度を超えそうでございますが、委員の皆さんにはお忙しいところ、本日は建設常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、昨日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査をいただきますが、どうぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦、退席させていただきます。

○野原修委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は中川委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○野原修委員長 再開します。

議案第50号を審査します。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野原修委員長 再開します。

議案第51号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

今回、補正予算で、2,060万円、雨水設計の委託料ということですが、具体的な委託内容について説明をお願いしたいと思います。

○野原修委員長 石川理事。

○石川上下水道部理事 今回予定しております実施設計の内容でございますけども、一つは一津屋地域の雨水幹線整備に向けまして設計業務委託を予定しております。さらに、合流区域での整備ほか、分流区域での雨水整備等を予定しているところでございます。

○野原修委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 もう少し具体的に、合流区域についてどの辺というのがわかれば教えてください。

○野原修委員長 石川理事。

○石川上下水道部理事 合流区域につきましては、鶴野地区、それから分流区域においては、鳥飼和道あたりの雨水整備に係る実施設計業務を予定しております。

以上でございます。

○野原修委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 最初に聞くべきことだったんですけど、当初予算ではなくて、この補正予算で実施設計委託料が挙げられたという理由について説明をお願いします。

○野原修委員長 石川理事。

○石川上下水道部理事 4月に交付金の内示がございました。社会資本整備総合交

付金のうち、雨水整備等に係る交付金が増加したことから、今回、交付対象事業として新たに雨水整備に係る設計委託業務を行うものでございます。この雨水整備等に係る交付金につきましては、当初債務負担を設定しております公共下水道整備事業の財源として要望していた交付金でございますが、平成28年度工事分の内示率が50%を下回る状況となっております。主要な財源である交付金が確保できていないために当該事業の工事時期も未定という状況ではございますが、内示のあった交付金を活用するために、今回雨水整備に係る実施設計委託業務を行うものでございます。

以上です。

○野原修委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野原修委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時5分 休憩）

（午前10時6分 再開）

○野原修委員長 再開します。

議案第57号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 おはようございます。

この議案第57号の自転車安全利用倫理条例の一部改正というのは、大きくとらえると、大阪府が自転車損害賠償保険の加入を義務化したことによって摂津市も追随して同じようにするという事なんですけれども、この義務化によって、市民の皆さんにやっぱり負担を強いるわけなんですけれども、今の自転車のニーズ、環境に配慮して、自転車はかなりよく走ってるのを

目にしますし、今は事故を起こすと、本当に死亡事故だとか賠償金額が上がっている。そういう社会背景があって、こういうふうになったと思いますけれども、やはり負担をかける分、市として自転車道の整備とか、そういう部分も必要だと思います。これは関連になるかもわからないですけども、これによって、自転車の安全を配慮するような自転車施策をどういうふうにお考えになっているのかお聞きしたいのと、この保険というのは、管轄外かもしれませんが、保険料は一般的に大体どれぐらいを、例えば500円なのか。加入手続きは購入するときと考えているのか。また、中古車を購入するときはどういうふうにしたらいいのか。そういうことを教えていただきたいのと、もし、その保険で、例えば500円を取るのであれば、保険会社が介入しているかもしれないですけども、例えば1割、50円でも、市の自転車道、専用道の整備とかにお金を回すことができないのか。これは夢というか、自分の思いですけども、そういうことができないのかをお教えいただければと思います。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 中川委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、自転車道の整備、施策についてでございますが、今回、条例一部改正に伴って義務化、これは自転車利用者が、もし事故を起こした場合の経済的負担だとか、あるいは被害者への賠償等について、やはり自転車利用者の責任といいますか、その辺を軽減するためには義務化が必要ということで、大阪府が条例改正したことに伴いまして、本市のほうでも一部改正を行わせていただいたものであります。自転車の社会的基盤整備としての施策としまして

は、昨年、モノレール南摂津駅前の花みずき通りでございますが、自転車レーンを設置させていただきました。自転車の通行する空間につきましては、構造的に分離した自転車レーン、自転車の通行帯、それから、帯状に道路明示した自転車の通行空間が法整備としてあるんですが、法整備に関しましては、公安委員会の指定が入ってきますので、大阪府警等の整備計画になってこようかと思いますが、その中で、花みずき通りで整備させていただいたのは、道路管理者による車道の中で混在する道路通行帯を路面標示した形での整備をさせていただきました。今後は、そのような通行帯を設けて、自転車への左側通行、あるいは配慮した整備というのが必要になってこようかと思いますが、まず、やはり自転車がよく利用される駅周辺が、費用対効果としては効果が上がると考えております。ただ、駅前の道路につきましては整備等がまだ終わっていない部分、あるいは狭小な道路等がありますので、現在のところは基盤整備等に関しての計画というのは考えてはおらない状況でございます。

それから、保険の加入についてでございますが、市販されている民間の料金だとか、そういった内容で申し上げますと、一応、大阪府の条例では、小売店業者のほうで新しく自転車を購入する際に保険を勧めるという努力義務を明記しております。7月1日から保険義務化になりますので、その際には、自転車購入とあわせて、保険の加入は自転車購入側のほうでしていただく。それと、販売店のほうは、それを勧めるというような形になろうかと思いません。新車であっても、中古車であっても、自転車販売店のほうがそのあたりを啓発していくような形になろうかと思いません。

それから、大阪府のほうで自転車保険の加入のリーフレットを作成してございまして、これには保険の加入にあたり、どのような保険会社があるか。保険の種類にも自転車に対してかける保険と、人に対してかける保険がありますので、そのあたりはリーフレットにも載せて啓発しているような内容になっております。

○野原修委員長 もう1点、保険の掛金の一部を保険会社から市のほうに還元してもらってという、それは詳しくは答えられないと思うんで、市としてこれから民間のほうにも要求していくような考えがあるんかないんかだけ答弁してもらえますか。

永田課長。

○永田道路交通課長 保険の一部を市の自転車施策への財源に還元するというご提案は非常にいいかなとは思いますが、まず、保険会社というのも、民間の会社でありますので、そことそのような議論ができるのか、また、市単独ではなく、やっぱり府全域的な話とするのか、いずれにしても市としてのレベルでいくと、かなり難しいかなと思っております。

○野原修委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは、また何点かなんですけれども、今回、自転車に保険を義務化するというのは、車でしたら一般的に常識として、保険は強制賠償保険は入って、任意もほとんど人身対応で入るのが一般的だというふうに思うんですけれども、自転車の場合、そんなに保険を掛けなきゃいけないという意識がまだまだ根づいていないと思うんですね。でも、先ほど言いましたけれども、昨今の事故が起きたときの額が大きい、自転車に乗っている側もいろいろ問題があるという中で考えると、それも時代の流れで必要かなと思うんです

けれども、今、大阪府が進めている中で、7月1日以降にやることによって、例えば3年後の加入率の目標、例えば50%とか、そういうふうな目標設定がされているのか。それによって、摂津市はやはり自転車安全利用倫理条例をいち早くほかの市町村よりも入れてるという中で、保険金の一部を助成して、加入率を他市よりも上げるとかというような施策をお考えなのか。その辺をお聞きしたいのと、先ほど自転車専用レーン、南摂津駅前の車道の部分にレーンをつくっていただいたということですが、一つの明示、矢印なり自転車マークはメートル幾らなのか。参考で設計単価を教えてくださいなと思います。

あと、自転車を販売するにあたって、努力義務という言葉が出てきたんですけれども、自転車の保険というのは、詳しくはわからないですけれども、車に乗ってる方でしたら、自転車も保険で対応するというふうになっていて、小売店で絶対に保険に入らなければ販売されないということではないということなのではないでしょうか。その辺も教えてくださいなと思います。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 保険の今後の加入率の目標の問いにしましては、府の条例においても、市の条例においても、条例を施行するに当たっても、特に今のところ数値的な目標は掲げておりません。

それから、保険金に対しての助成することについての問いなんですが、市販する保険の種類にもよりますが、年間の掛金が、手元資料によりますと、例えば自転車に掛ける保険でありますと、自転車の整備費プラス保険の金額になってきます。自転車の整備費がどれぐらいになるかは自転車次第になるんですが、この資料でいきま

すと、保険自体はプラス400円だとか500円、それと、市販で人に掛ける保険としましては、年間掛金としては1,200円から1,560円というような金額の資料がありまして、年間でいくと、かなり負担が軽いのかなと思っておりまして、助成ということは考えておりません。市販の人に掛ける保険といいますと、自動車保険だとか火災保険だとか、そういった保険に対して付帯する保険というのは多くあるかと思っております。

それから、レーンのメートル当たり幾らかという問いなんですが、今手元に資料がありませんので、後ほどお示しさせていただきます。

それから、自転車の販売の努力義務の問いなんですが、まず、小売店のほうが購入者に保険に入ってるかどうか確認がされます。入ってなければどんな商品があるかというご案内とPRをして、それから、あとは強制ではなくて、入っていただく努力をする、啓発をするぐらいまでにとどめている内容になっております。

○野原修委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ということは、一番大事なのは、公平性というんですか、この保険にきっちり入っている人と入っていない人とでは、400円から500円、年間でも1,200円から1,560円ぐらい掛けてる人が、言い方悪いですけど、ばかを見ないというか、これは事故が起こった当人が必要になってくる保険なんだろうけれども、入っている入っていないで違いが出てくるのであれば、この辺の考え方をもうちょっと整理してもらえればなと思います。

もう一つお聞きしたいのは、他府県の自転車屋で買って、大阪府で乗ってるという

場合は別に何の問題もないのか。あとは、7月1日以降、この保険加入に係る罰則規定や、何かチェックとか公安委員会というか、警察のほうからそういうふうなことがあるのか。その辺をお教えいただけますか。

○野原修委員長 罰則規定に関しては、努力義務という形の答弁をされてますので。

永田課長。

○永田道路交通課長 他府県で購入された場合、府内及び市内ではその条例規制にはまるかどうかというお問い合わせなんですが、一応条例の中身につきましては、府ですと、府及び自転車利用者、あるいは市ですと、市及び自転車利用者となっておりますので、他府県で購入された自転車であっても、府域内、あるいは市域内は、この条例に基づく義務化の対象になってきます。

○野原修委員長 ほかに質問はありませんか。

弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。

続きまして、私のほうからもお聞きしておきたいと思います。

まず、この自転車安全利用倫理条例がつくられて大方3年もたとうとしておるかと思うんですけれども、この間、この条例をつくったことによって、市内の自転車交通の状況が、どういうふうに変わってきたかということについて、担当課のほうで認識を持たれているところがあつたら聞いておきたいと思います。

今回、この条例の改正にあたっては、先ほど中川委員からも言われたように、大阪府の新たな施策との関係ということなんですけれども、この損害賠償保険の加入については、確かに大きな問題であると思うわけです。ただ、これについて、条例でう

たえば、保険の加入がすんなり普及していくのかということについては、やはり努力義務というような部分で、小売店等の努力なんかの関係も一定あるかなと思うんですけれども、目標数値がきっちり設定されていないということに関しては、それだけでいいのかなと思ったりするところがあるんです。そういう点で、今中川委員もおっしゃられた助成制度というところで、そういった義務化というよりも、ある自治体では、中高生、主に中学生が、自転車通学が必要な地域なんだろうと思うんですけれども、そういう子どもさんの保険加入については市が調整するんだということで、その年代、年齢層はみんな加入するし、自転車でも保険に加入するのが当たり前なんだということが、その後、大人になっても定着していくような、仕掛けでやられてるんだろうというふうに私はとらえてるんですけれども、ある意味、費用の面では、そんなに大きな額ではないというようなこと、先ほど永田課長も言われてたので、そういった考えというのが、やっぱりできないのかなということをお聞きしたいと思います。

それから、この保険加入ですけれども、今現在どれぐらい加入している方がいらっしゃるのか。また、この条例をつくった後に、そういう実態を把握することができるとかどうか。そこのところお聞きしたいと思います。

以上、3点お願いしたいと思います。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、弘委員のご質問にお答えさせていただきます。

市の自転車安全利用倫理条例制定後、3年経過しての自転車の事故の件数がどうなっているかというお問い合わせだと思

ますが、ここ3年は自転車に関する事故というのは横ばい状態になっております。

それから、助成制度につきまして、市が助成しているところもあるが、摂津市はどうかというお問い合わせかと思いますが、先ほども中川委員にお答えさせていただきましたように、市販されてる保険というのは、人に掛ける保険、火災保険だとか自動車保険だとか、それに附帯する保険がありまして、その人というのは、その構成されてる家族の方々を対象になるということで、中学生を限定したというような保険内容はないかなとは思っております。ですので、人に掛ける保険、附帯する保険が家族構成みんなにかかってくるということですので、それに対して助成するというつもりは、今のところはありません。

それから、加入者数についてでございますが、市域ではなくて、府下での加入率の内容を述べさせていただきますと、府下では加入率が40%にとどまっているということがわかっております。

今後の実態把握についてでございますが、これも、府のほうはどういった形で実態把握をしていくのかも、確認して、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○野原修委員長 弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、2回目の質問をしたいと思います。

今回の提案を見ていて、大事なことかなというふうに受けとめてる一方、本当にこれによって、実際に力を発揮するようなものになるのかなということも思ったんです。それで、最初に聞いたこの間の、倫理条例を制定したけれども、事故の状況とか市内の交通の状況とかどうですかという

ことで、変化がないというふうには思わないんですよ。実際、私も自転車生活が主なので、市内を走っていると、意識して走られている方もおられる。ただ、逆走してくる自転車も頻繁に見ることもあったりしていて、倫理条例の中で努力目標ということでいろいろと啓発を中心に、この間、取り組まれてこられたことがあるわけなんですけれども、それはまた別問題で、これまでの取り組み等を通じて、また啓発なんかも、もっと有効な策を考えていってもらえたらと思います。

今回の保険の加入義務づけの関係でも、やっぱりやるんだったら、有効な、成果が出るように、条例と併せて施策のほうも考えていくことが大事だなと思って、述べさせていただきます。先ほども申し上げました助成制度の関係では、この条例のほうでも、言ってみたら、これは保護者のほうにやっぱり責任があるので、努めなければならないというようなことを書かれているように、さっき言った中学生だけに補助するというのではないと思うんです。やっぱり、その子どもさんがおられることで、家族みんながそのところの意識をちゃんと持とうよというふうなことで、市からの働きかけ、それで、少ない金額だけれども、助成が出るということになったら、意識づけにはなると思うんです。そういったところは、一度考えてみる余地はあると思いますし、加入率のことについても、今の時点では、加入している、加入していないということを調査する手だては市のほうでは持っていないと思うんですけれども、例えば、未成年者、子どもさんのいる家庭にかかわっては、こういう助成があるということとかで、その子どもさんが加入している、加入していないというようなこと

を、例えば、学校を通じてとか、またいろんな場を通じてでも、そういった調査ができるのかなとも思っております。そういう点では、保険の種類によっても、家族みんなが入るもの、また自転車購入時に、いろんな種類の保険があって、その保険のどれに入るかということは、本人らの選択だと思うんですけれども、そういう点では、しっかりと考えていくことが大事だというふうに思いますので、きょうこの場で特にお答えいただかなくてもいいので、考えていただきたいということで要望して、私のほうからは以上としておきたいと思いません。

○野原修委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 今、自転車安全利用倫理条例、府下に先駆けて摂津市は取り組みをしたということなんですけど、これは一般論になるんですけれども、大阪府のほうで、こういう保険の問題を出してこられたということについては、これは事前の策としてはこれでいいと思うんですけれども、まず、やっぱり倫理条例という以上は、自転車を運転する人の倫理観の問題があると思うんですね。我々が日常、道路を走ってますと、対向車線を平気で走る自転車、信号を全く無視して、つい先日も安威川橋からずっと別府の交差点まで走ってたんですけど、もう全ての信号を無視して自転車がどんどん走っていく、こんなことが許されるのかなという矛盾も感じましたし、この間も交通安全推進協議会の中で、例えば、十三高槻線の地下道について、自転車通行は可能なんですかというお問い合わせをして、塾帰りの子どもたちが、平気で十三高槻線の地下道を走ってくるというケースもあるし、この間、私の一番身近な、うちの自治会も、老人会の人ですら老人会の役

員会で話をすると、「木村さん、十三高槻線できて便利よなりましたわ」と、「済生会病院行くのにこの炎天下で路上走るよりも、あの地下道を走ったら涼しいでっせ」と、そんなことをおっしゃって、「いやあそこは自転車走ったらあきまへんで」と、「何のために側道あるんですかと。側道を自転車、歩行者はやっぱり通行せないかんの違いますか。」ということ言って、その日の会議が終わってすぐに道路交通課長と係長が現場へ来られて、現場を見られて、「木村さん、これ確かに自転車通行は不可です」と、「しかし、そのことを表示する看板がないんで、早速、警察のほうで対応して、その看板つけさせてもらいます」というようなことがあったんですけども、そういうふうに、やっぱり自転車のマナーをどう守らすかということ、私は基本的に考えるべきであって、保険ということは、事故が起こったときの補償の問題で、事前の策としては、それでいいんですけれども、まずはやっぱり自転車事故を起こさせないということからすると、大阪府のほうでこういう条例を出してきたということは、大阪府警としての自転車の取り締まりばかりしとったら、警察官が何ぼいても足らんというような考え方で、対応しきれないから、とりあえず事故起こったらしゃあない。あとの保険の問題と補償の問題をきっちりしていこうという、そういう私の偏見かもわかりませんが、府警のほうにそういう考え方があるんじゃないかと思えます。そういう点では、我々、車で運転している者に対しては、相当やっぱり交通マナーの順守ということは徹底されてますけど、自転車についてはそのことが全くというか、ほとんど守られておらないというのが、私は現状だと思うんです

ね。だから、府警本部がやっぱりそれを保険の問題よりも、そういうマナーを守らない人に対する取り締まりを強化するということが、まず最優先すべきではないかと思うんですけども、そういう点では、摂津市が府の条例改正に伴って条例改正をするのであれば、それと同時に、やっぱり府警に対して事故が起らないように、自転車の運転者が倫理条例にのっかって、きちりとそういう大きいマナーを守っていくということの強化をしてもらいたいということの、保険よりも、まずそのことを府警に申し入れていくべきではないかと思うんですけども、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○野原修委員長 山口建設部長。

○山口建設部長 先ほど委員がおっしゃられた分でございますけども、私も交通安全教室、またそういう協議会等の挨拶のときに、やはり摂津市域からは交通事故ゼロを目指して常に頑張っておりますということを常日ごろから言っております。今、木村委員さんがおっしゃられたとおり、今回は保険に限っての保険等とありますけど、メインが保険の義務化でございますけども、やはり交通事故をなくすというのが一番大切と思っておりますので、また大阪府警等とお話、協議する機会があれば、今のところを再度話していきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○野原修委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 この自転車条例のことは、今までも随分議論してきまして、私の持論は、やっぱり罰則をつけるべきだということで随分言ってきました。罰則まではいかなかったとしても、摂津の倫理条例では、悪質な場合、警察に検挙要請をすると

ということが最大考慮されて、条文に入れていただきました。これはいわゆる行政としては、最大の部分なんだろうと思います。

ところが、今回の大阪府の条例では、努力義務ということばかりで、条例としてはちょっと弱いというふうに思ってるわけですけど、その中で、今回は保険については、本人に、もしくは保護者に参加をしなければならないということがつけられたということが、大阪府としては、一つの大きなアピールをされているわけですが、先ほど来あるように、いかにそれが守られていくかということは確認もできないし、また自転車販売店においては努力義務ということなので、どこまで守られていくかわからないということであれば、これは極めてアドバルーン的な、つくりましたよということに思えてならない。そんな不満のある大阪府の条例なんですけども、今回は、その条例に合わせるような格好で、摂津市の条例も合わさないといけないというふうなことで、今回条例化していくことになったと思うんですけども、とは言っても、条例をちゃんと持っているということにおいては、それをやっぱり掲げるからには、実行を目指していくということになると思います。本来なら、やっぱり加入をされているということについて、きちっと確認ができるような方法とかやっていくべきであると思うんです。それは、先ほど来ありますように、原動機付自転車の場合ですと、自賠責保険ってシールが張って、切れてるか切れてないかすぐわかるようになってますし、ちゃんとそれを備えつけておかないといけないというふうな厳しい、同じ車両ですから、ただバイクはそういうふうな格好になっていることを考えると、そうあってもいいものだと思いますが、そうはや

らないと。ということですから、すごく倫理観高い人、モラルの高い人は入ると思います。私も子どもが心配なので、いろいろ調べて、これの自転車保険という名前じゃなくて、ほとんど傷害保険という名前ですよ。最近では自転車保険という銘柄で出しているところも話題になってきて、そういうところもあるんですけど、なかなかわからへん。保険のことね、調べないと。保険屋に聞かなわからへんということもあります。考えたら入ってましたよ。傷害やったら子どもついてますよ、これでいけますよというようなことでしたけど、そういうことも踏まえて、しっかりと周知をしていかなあかんということになると思います。まず、担当者として、大阪府の条例に合わせて、本市も条例を改正することになります。その感覚は、どんなふうな感覚で思ってたのか、改正に対して。自発的、能動的に、よし、これでやろうというふうなことになっているのか。大阪府がやるから、しゃあないからやろうというふうなことになっているのか。その辺をまずお聞きしたいと思います。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 市のほうでも、条例に義務化を載せさせていただきましたので、加入率を上げていかなければとは思っているところです。それに向けて、まず自転車の安全倫理観も含めて、今までも小学校3年生とか中学生とか、成長過程の児童に対して啓発を含めて倫理観を植えつけるための教室はさせていただいておりますので、それを継続して続けるとともに、また、高齢者の方々とか地域の方々に対しても新たな教室を入れて、ふやし、倫理観をもっと上げていって、全体が自転車事故のないように取り組んでいきたいと

考えております。その中で、保険というのは、やっぱり利用者のもし何かあった場合の経済的負担だとか、相手への損害賠償とかを補う部分でありますので、利用者のほうの自己責任の範疇になってこようかなと思っております。その中で、担当課としては、より保険への義務化への啓発を進めていく思いであります。

以上です。

○野原修委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 先ほども言いましたけども、条例そのものが極めて中途半端だと思いますか、この今、仮に購入する段階で、これは今は努力義務になってますから、本来だったら義務規定にして、もう自転車販売しているところが必ず確認をしないと売れないというふうにするとか、それぐらいのことは強化してもいいと思うんです。とすれば、少なくとも、全部が新車になっていく段階では、一回は保険に入ってもらおう。継続するかどうかはその人のモラルになりますけど、そのようなことになりますから、そういうふうに強化できる可能性も十分あると思いますし、また今回の義務規定は保護者と本人ということになってますけど、もう少し広げて、例えば今言われているように、学校の生徒を抱える学校長、例えば中学校だったら、通学は自転車は許されていませんけども、クラブ活動やったら自転車で行くということになるから、自転車を使って活動することもありますし、高校なんかやったら、通学そのものに自転車を使っています。この高校生が非常に問題になってるわけです。マナーがなかなか悪いと言われてることもありますし、こういうところは学校長からきちっと保険に入っていることについては確認をするという義務規定があってもいいのではな

いかと思うんですね。そういうふうに強化することは十分可能だと思いますし、また、先ほども言いましたように、なかなか罰則がないということですし、倫理条例ですから、これは担当課を含めた運動に非常に委ねられていくということになると思うんですね。どうこれを運動していくかということになっていくと思います。どういうふうにPRをして、またいろんな団体に働きかけて、この保険に加入をしようと呼びかけをしていくことになると思いますが、その辺はどう考えられているのか、教えていただきたいと思います。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 保険の確認で、高校生が一番通学に利用されているということで、加入の確認をするべきではないかという内容もございましたので、その点についてお答えさせていただきます。

学校のほうも、この4月から施行されたことに伴いまして、自転車の保険に加入しているかどうかというのは、保険証書のコピーを提出しなさいというような、府立高校でありましたので、恐らく、全府立高校であれば、学校のほうがそういった確認はされているのかなと思います。

それから、今後の運動展開、団体への呼びかけでございますが、やはり道路交通課が事務局をしている摂津市の交通安全推進協議会の各団体、58団体ありますので、その方々にやはり義務化へのPRをして、皆さんが理解して、やはりそれぞれの方々が入っていただくような啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○野原修委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 府立高校の話は、私も子どもが高校生になりまして、確かにおっし

やるように府立高校ですので、保険に入っているかどうかの確認がありました。これは、前進だと思いますけど、こういうことも市からの連携を取りながら、要請をしながら、また中学校もできたらそういうことも、やっぱりクラブに入って自転車使っていく方については、ちゃんとそういうことを確認をするということも流れとしてはつくってほしいなと思いますし、また運動の話では、しっかりとやっぱり強化をしていただきたいと思います。なかなか保険の話は難しいと言いましたけども、大阪府のホームページにも、違うものになるかわかりませんが、いろいろ保険会社が載っていました。こんなものがありますよと。これ以外にも実はあるようでございますが、損害保険っていろんな種類があります。JCBカードなんかでも、そういう損害保険を付帯することができるというようなことも聞いたことがありますし、いろいろ種類がありますので、そういう情報もしっかりと流しながら加入をしてくださいという意識の啓発も両方兼ねて、しっかりとお願いしたいと思います。

以上でございます。

○野原修委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 先ほど、中川委員からのご質問でありました自転車レーンのメートル当たりの金額はどれぐらいかというお問い合わせなんですが、自転車レーンは往復で書かせていただいております、花みずき通りは。その往復でのメートル当たりの単価が、約9,500円でございます。

○野原修委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○野原修委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第50号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第51号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第57号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野原修委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午前10時53分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 野 原 修